

各 位

平成12年11月22日

「三菱東京フィナンシャル・グループ」の優先株式の移転等について

株式会社東京三菱銀行
三菱信託銀行株式会社
日本信託銀行株式会社

本日、株式会社東京三菱銀行（頭取 ^{みき しげみつ} 三木繁光）、三菱信託銀行株式会社（取締役社長 ^{うつみ あきお} 内海暎郎）および日本信託銀行株式会社（取締役社長 ^{いとが いさお} 糸賀 勲）は、株主の皆様のご承認と関係当局の認可を前提として、三行が来年4月に共同で設立する持株会社「株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ」の優先株式の移転等について次の通りとすることといたしましたのでお知らせいたします。

1. 優先株式の移転について

(1) 東京三菱銀行発行の第一回第一種優先株式に対する株式割当

東京三菱銀行発行の第一回第一種優先株式(社債型)1,000株に対し三菱東京フィナンシャル・グループの第一種優先株式(社債型)1株を割当交付いたします。

	東京三菱銀行 第一回第一種優先株式	三菱東京フィナンシャル・グループ 第一種優先株式
額面金額	無額面	同左
残余財産分配請求権	3,000円	3,000,000円
優先配当金		
優先配当金	82.50円	82,500円
利回り	2.75%	2.75%
優先株式の消却		
買入消却	可	可
強制償還	平成16年1月21日以降、いつでも本株式の全部又は一部を1株につき3,000円で強制償還できる	平成16年1月21日以降、いつでも本株式の全部又は一部を1株につき3,000,000円で強制償還できる
普通株式への転換	なし	なし

(2) 三菱信託銀行発行の第一回第一種優先株式に対する株式割当

三菱信託銀行発行の第一回第一種優先株式(転換型)1,000株に対し三菱東京フィナンシャル・グループの第二種優先株式(転換型)1株を割当交付いたします。

	三菱信託銀行 第一回第一種優先株式	三菱東京フィナンシャル・グループ 第二種優先株式
額面金額	無額面	同左
残余財産分配請求権	2,000円	2,000,000円
優先配当金		
優先配当金	16.20円	16,200円
利回り	0.81%	0.81%
優先株式の消却		
買入消却	可	可
強制償還	不可	不可
普通株式への転換		
転換対象株式	三菱信託銀行普通株式	三菱東京フィナンシャル・グループ普通株式
転換請求期間	平成15年7月31日から 平成20年7月31日まで	同左
当初転換価額	974円	1,391,428円 ^{*1}
下限転換価額	500円	714,285円 ^{*1}
転換価額の修正	平成15年から平成19年までの 毎年8月1日の転換対象株式の 時価 ^{*2} の1.02倍へ修正(但し、 転換価額の上限は974円)	同左 (但し、転換価額の上限は 1,391,428円)
一斉転換	平成20年8月1日をもって転換 対象株式の時価 ^{*2} にて全額転換 (但し、転換価額の下限は500円)	同左 (但し、転換価額の下限は 714,285円)

*1: 三菱信託銀行の第一回第一種優先株式の当初転換価額および下限転換価額を、普通株式の
移転比率0.7でそれぞれ除し、それに1,000を乗じたもの

*2: 「時価」は、8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証の終値の平均値

2. 発行予定株式数

上記優先株式の割当交付により、三菱東京フィナンシャル・グループの設立に際して発行する株式の総数は、5,923,867.72株となり、うち5,742,467.72株は普通株式、81,400株は第一種優先株式、100,000株は第二種優先株式となります。なお、東京三菱銀行および三菱信託銀行が発行した転換社債につき株式移転の日の前日迄に普通株式への転換があった場合には、その分調整いたします。

3. 株式移転交付金

株式移転交付金の支払はありません。

以上

(照会先) 東京三菱銀行: 広報室	広報G	加藤 ^{かとう}	(03-3240-2950)
三菱信託銀行: 経営企画部	広報室	宮腰 ^{みやこし}	(03-3519-3070)
日本信託銀行: 総合企画部		工藤 ^{くどう}	(03-3245-8279)